

デジタル時代の多様な学修ニーズに応える 学び直しに向けた大学機能強化等

令和4年 4月18日

文部科学省高等教育局

教育未来創造会議論点整理【案】

基本的考え方

- ・日本の社会と個人の未来は教育にある。教育のあり方を創造することは、教育による未来の個人の幸せ、社会の未来の豊かさの創造につながる。
- ・様々な課題に向き合い、新たな価値を創造しながら豊かな未来を切り拓いていくため、一人一人の生産性を高め、生きていく力、柔軟な知を育むことが必要。
- ・働くことと学ぶことのシームレスな連携ができる生涯能力開発社会、生涯学習社会の実現に向けて取り組む。
- ・人への投資を通じた「成長と分配の好循環」を教育・人材育成においても実現し、「新しい資本主義」の実現に資する。

目指したい人材育成

◎ 未来を支える人材像

好きなことへのめり込んで高い専門性や技術力を身に付け、自分自身で課題を設定して、考えを深く掘り下げ、多様な人とコミュニケーションをとりながら、新たな価値やビジョンを創造し、社会課題の解決を図っていく人材

<必要な資質・能力>

基礎学力・素質/リテラシー/論理的思考力・規範的判断力/課題発見・解決能力/未来社会を構想・設計する力/高度専門職に必要な知識・能力

ありたい社会像

◎ 多様な人材が能力を最大限発揮でき、適切に評価される社会の実現

一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさ（ウェルビーイング）を実現。ジェンダーギャップ指数や貧困・社会的分断の改善、グローバル化進展

◎ 社会課題への対応、SDGsへの貢献

国民全体のデジタルリテラシーの向上。地球規模の課題への対応

◎ 生産性の向上と産業経済の活性化

労働生産性の向上を通じた一人一人の稼ぐ力の強化による我が国全体の産業経済の発展、地域産業・経済の活性化

◎ 全世代学習社会の構築

誰もが生涯にわたって、意欲があれば学び、スキルを身につけることができる全世代学習社会の実現



◎ 今後特に重視する人材育成の視点 → 産学官が目指すべき人材育成の大きな絵姿の提示

- ・ 文理の壁を超えた普遍的知識・能力を備えた人材育成
- ・ デジタル、人工知能、グリーン（脱炭素化など）、農業、観光など科学技術や地域振興の重点分野をけん引する高度専門人材の育成
- ・ 理工農系を専攻する女性の増加
- ・ 高い付加価値を生み出す修士・博士人材の増加
- ・ すべての子供が努力する意思があれば学ぶことができる環境整備
- ・ 一生涯学び続ける意識、学びのモチベーションの涵養
- ・ 年齢、性別、地域等にかかわらず誰もが学び活躍できる環境整備
- ・ 幼児期・義務教育段階から企業内までを通じた人材育成・教育への投資の強化

1. 未来を支える人材を育む大学等の機能強化

（1）我が国の成長に向けた大学等の再編促進と産学官連携の強化

- ① デジタル・グリーン等重点分野（STEM等）の学部等への再編・統合・拡充を促進する仕組み構築（再編に向けた初期投資、開設年度からの継続的な運営への支援、定員未充足大学への私学助成の厳格化、撤退等も含めた経営指導の徹底、専任教員数や校地・校舎の面積基準、標準設置経費の見直し 等）
- ② 高専、専門学校、大学校、専門高校の機能強化（高専や専攻科、専門学校の実質、高専への改編等も視野に入れた専門高校充実 等）
- ③ 企業、自治体による大学の教育プログラム策定等への参画促進
- ④ 企業における人材投資に係る開示の充実 等

（2）学部・大学院を通じた文理横断教育の推進と卒業後の人材受け入れ強化

- ① 文理横断による総合知創出（大学入学者選抜の出題科目見直しの推進、ダブルメジャー等促進、レイトスペシャライゼーションの推進 等）
- ② 大学院教育の強化 ③ 博士課程学生向けジョブ型研究インターンシップの検証
- ④ 企業や官公庁における博士人材の採用・任用強化 等

（3）理工農系をはじめとした女性の活躍推進

- ① 理工農系を学ぶ女性増など女性活躍プログラムの強化（大学入試でのポジティブアクションの推進、女性の在籍・登用状況などの情報開示の促進 等）
- ② 女子中高生の理系選択者の増加に向けた取組の推進

（4）グローバル人材の育成強化

- ① コロナ禍で停滞した国際的な学生交流の再構築 ② 産学官をあげてのグローバル人材育成
- ③ 高度外国人材の育成・活用強化

（5）デジタル技術駆使したハイブリッド型教育の転換

- ① 知識と知恵を得るハイブリッド型教育への転換促進 等（オンライン教育の規制緩和と特例の創設）
- ② オンラインを活用した大学間連携促進 ③ 大学のDX促進

（6）大学法人のガバナンス強化

- ① 社会のニーズを踏まえた大学法人運営の規律強化
- ② 世界と伍する研究大学の形成に向けた専門人材の経営参画の推進 等

（7）知識と知恵を得る初等中等教育の充実

- ① 文理横断教育の推進（高校普通科改革等による文理横断的・探究的な教育の推進）
- ② 課題発見・解決学習の充実（STEAM教育の充実、高い資質を有する教員の採用促進 等）

2. 新たな時代に対応する学びの支援の充実

（1）大学後の所得に応じた「出世払い」を含む、教育費等への支援

- ① ライフイベント等も踏まえ、大学卒業後の所得に応じた「出世払い」を行う仕組みに向けた奨学金返還の在り方の見直し
- ② 高等教育修学支援新制度の検証と改善の検討 ③ 大学院生に対する支援の充実

（2）自治体や企業による奨学金の返還支援

- ① 若者が抱える奨学金の返還を地方公共団体が支援する取組の推進
- ② 企業による代理返還制度の活用推進

（3）早期からの幅広い情報提供

3. 学び直し（リカレント教育）を促進するための環境整備

（1）学び直し成果の適切な評価

- ① 学修歴や必要とされる能力・学びの可視化等（個人の学修歴・職歴等に係るデータ基盤整備、ジョブ・カードの電子化、スキル標準・評価手法整備 等）
- ② 企業における学び直しの評価（計画的な人材育成、通年・中途採用等の促進 等）
- ③ 学び直し成果を活用したキャリアアップ（就職・転職）の促進（学び直しと就職・転職支援とを併せて行う仕組み構築、兼業・副業の支援 等）

（2）学ぶ意欲がある人への支援の充実や環境整備

- ① 費用、時間等の問題を解決するための支援 ② 高齢世代の学び直しの促進

（3）女性の学び直しの支援

- ① 女性の学び直しを促進するための環境整備 ② 女性の学び直しのためのプログラムの充実

（4）企業・教育機関・自治体等の連携による体制整備

- ① リカレント教育について産学官で対話、連携を促進するための場の設置
- ② 企業におけるリカレント教育による人材育成の強化（受講する社員への経済支援、中小企業等の人材育成強化、企業と大学等の共同講座設置支援 等）
- ③ 大学等におけるリカレント教育の強化（リカレント教育推進に向けた出資の促進 等）
- ④ 地域におけるデジタル・グリーン分野等の人材育成

新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）概要

背景

令和4年3月18日 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会

- 「大学設置基準」「大学設置認可審査」「認証評価」「情報公表」という我が国の公的な質保証システムは、事前規制型と事後チェック型それぞれの長所を組み合わせた形で設計されており、一定程度機能している。
- しかしながら、3つのポリシー（入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、卒業認定・学位授与の方針）に基づく教育の実質化を進める必要があるという指摘や、グローバル化やデジタル技術の進展に対応する必要があるという指摘、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした遠隔教育の普及・進展を踏まえた対応を行う必要がある等の指摘がある。

⇒ 大学における国際通用性のある「教育研究の質」を保証するため、質保証システムについて、
①最低限の水準を厳格に担保しつつ、②大学教育の多様性・先導性を向上させる方向で改善・充実を図っていくことが求められている。

質保証システムで保証すべき「質」

- ・学校教育法の規定に照らすと「教育研究の質」
- ・「学生の学びの質と水準」とともに、教育と研究を両輪とする大学の在り方を実現する観点からは、持続的に優れた研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実等についても一定程度確認する必要がある。

改善・充実の方向性

- 2つの検討方針：①学修者本位の大学教育の実現
②社会に開かれた質保証の実現
- 4つの視座：①客観性の確保 ②透明性の向上
③先導性・先進性の確保（柔軟性の向上） ④厳格性の担保

※それぞれの視座は背反関係にあるものではなく、相互に関係し合うものであることに留意が必要

（1）大学設置基準・設置認可審査

<改善・充実の方向性>

【学修者本位の大学教育の実現】

- 学位プログラムの3つのポリシーに基づく編成、学位プログラムを基礎とした内部質保証の取組、内部質保証による教育研究活動の不断の見直しが求められることを明確化。

【客観性の確保】

- 分散して規定されている教員や事務職員、各種組織に関する規定を一体的に再整理。

- 「一の大学に限り」という「専任教員」の概念を「基幹教員」（仮称）と改め、設置基準上最低限必要な教員の数の算定にあたり一定以上の授業科目を担当する常勤以外の教員について一定の範囲まで算入を認める。 ※教育研究の質の低下を招かないよう制度化に当たっては留意。

○「図書」「雑誌」等を電子化やIT化を踏まえた規定に再整理。

- 大学設置基準上、教育を補助する者について明示的に規定。

- 実務家教員の定義の明確化や大学名称の考え方を周知。等

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 「講義・演習・実習・実験」の時間区分の大括り化や単位当たり時間は標準時間であることの明確化など単位制度運用の柔軟化。

○機関として内部質保証等の体制が機能していることを前提とした教育課程等に係る特例制度の新設。

例）遠隔授業による修得単位数（60単位）、単位互換上限（60単位）、

授業科目の自ら開設の原則、校地・校舎面積基準等

- 校舎等施設は、多面的な使用等も想定し、機能に着目した一般的な規定として見直し。

- スポーツ施設等を各大学の必要性に応じて整備できるよう見直し。等

（2）認証評価制度

<改善・充実の方向性>

【学修者本位の大学教育の実現】

- 内部質保証について、自己点検評価結果による改善を評価し公表する形へと充実。

- 学修成果の把握・評価や、研究環境整備・支援状況の大学評価基準への追加。

【客観性の確保】

- 多様性に配慮しつつ認証評価機関の質保証に資する取組の推進。

【透明性の向上】

- 各認証評価機関の評価結果の一覧性を持った公表の検討。

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 内部質保証の体制・取組が特に優れた大学への次回評価の弾力的措置。

- 法令適合性等について適切な情報公表を行っている大学への法令適合性等に関する評価項目や評価手法の簡素化などの措置。等

【厳格性の担保】

- 不適合の大学の受審期間を短縮化（例：3年）。

（3）情報公表

<改善・充実の方向性>

- 「教学マネジメント指針」を踏まえ、認証評価において大学の情報公表の取組状況を確認。

- 「大学入学者選抜に関する事」等を学校教育法施行規則に規定する各大学が公表すべき項目に追加。

（4）その他の重要な論点

<改善・充実の方向性>

【学修者本位の大学教育の実現】

○遠隔授業に関するガイドラインの策定

- 大学運営の専門職である事務職員等、質保証を担う人材の資質能力を向上させる観点から、SD・FDの取組等を把握・周知

【客観性の確保】

- 設置認可審査を経て認められた分野の範囲内なら大学の判断で新たな学位プログラムが実施可能であることを周知。

- 修業年限は「おおむね4年」の期間を指すものであり、厳密に4年間に在籍することを求めるものではないことを明確化。等

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 基盤的経費の配分や設置認可申請等における定員管理に係る取り扱いについて、現行で入学定員に基づく単年度の算定としているものは、収容定員に基づく複数年度の算定へと改める（成績管理の厳格化・明確化と両立が図られるように留意）。等

社会人の学び直しに向けた大学機能の強化

現状・方向性

人生100年時代の到来やデジタル社会の進展等の中で、社会人の学び直し（リカレント教育）をより一層推進するためには、産学官連携の下、大学等において社会人を受け入れる体制整備を強化するとともに、社会人のニーズに合った実践的なプログラムの提供をより充実させていく必要がある。

予算に関する取組

◆DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業

大学等が、企業、自治体等と連携し、就業者・失業者・非正規雇用労働者等に対し、デジタル分野等成長分野を中心に就職・転職に繋がるプログラム提供の支援。

◆大学等における価値創造人材育成拠点の形成

課題発見・解決能力（デザイン思考・アート思考）の養成、分野横断型学修を通じ、創造的な発想をビジネスに繋げるためのプログラムの開発及び拠点形成を支援。

◆超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業

産官学による実践的な教育ネットワークを構築し、様々な分野へデータサイエンスの応用展開を図り、データから価値を創出し、ビジネス課題に答えを出す人材を育成。

◆持続的な産学共同人材育成システム構築事業

社会人の学び直しを含む実践的な教育を支える実務家教員を育成・活用するシステムを構築。

◆大学等におけるリカレント講座の持続可能な運営モデル構築事業

大学等の継続的なリカレント教育推進に向けて、ニーズ把握やプログラム開発の際に生じる課題への対応方法や好事例をまとめたガイドラインを令和4年度中に作成。

◆基盤的経費によるリカレント教育の推進

各大学等における社会人学生の在籍状況や、受入れ環境の状況に基づいて、基盤的経費の配分を実施。

*その他、社会人の学びのポータルサイト「マナパス」を通じて、大学等のリカレントプログラムに関する情報や修了生の声を発信している。

制度に関する取組

◆履修証明や学位・単位認定の柔軟化

社会人が柔軟に学修できるよう、少量の学修を可能とする科目等履修・履修証明プログラムや、それに伴い修得した単位を積み上げる単位累積加算制度の利活用を促進。

◆職業実践力育成プログラム（BP）の認定

デジタル、地方創生等をテーマとした社会人や企業等のニーズに応じて大学等が行う実践的・専門的な講座を文部科学大臣が認定(令和4年3月時点で357課程を認定)。

教育未来創造会議における議論

「**学び直し（リカレント教育）を促進するための環境整備**」の論点のうち、「**大学におけるリカレント教育の強化**」として、

- ・大学の本来としての位置づけの明確化
 - ・デジタル・グリーン等成長分野やスタートアップ、新規事業創出等新たな価値創造人材育成に関するプログラムの開発支援
 - ・柔軟な受講を可能とする社会人向けプログラムの策定（履修証明や学位・単位認定の柔軟化など）
 - ・DXを活用した教育体制の構築（通信インフラ、ソフト整備への支援など）
 - ・大学において継続的なリカレント教育の実施を行うためのガイドラインの策定
 - ・大学におけるリカレントプログラムに関する情報提供の充実や社会人に対する受講・転職相談等、伴走支援の強化
 - ・産業界を巻き込んだリカレント教育を実施する大学の仕組みづくりの支援（リカレント教育推進に向けた出資の促進など）
- 等について議論されている。

參考資料

学校法人ガバナンス改革

- 学校法人制度を定める**私立学校法**は、私立学校が主に寄附財産、授業料等によって設立・運営される特性に鑑み、運営の**自主性**を重視するとともに、幅広い意見の反映を通じた**公共性**の高揚を目的としている。
- これまでの**累次の法改正**で、時代の要請に合わせてガバナンスの強化が図られた一方、**令和元年改正**では施行後5年の検討規定が置かれるとともに、**国会附帯決議**や**閣議決定***により、不祥事防止のより実効性ある措置や、他の公益法人と同等のガバナンスを発揮するための改革の検討が要請されている。（* 骨太の方針2019、2021）
- 「学校法人ガバナンス改革会議」等の**専門家による審議**を重ね、さらに、本年1月より「学校法人制度改革特別委員会」にて**関係者の合意形成を丁寧に図るべく、改めて議論**を行い、**3月末に報告書**を取りまとめた。
- これらを踏まえ、文部科学省において「**私立学校法改正法案骨子案**」を作成し、**意見募集**を実施中。寄せられた意見を踏まえつつ、法制化作業を進め、**準備が整い次第法案を提出予定**。

私立学校法改正法案骨子案（抄）

基本的な考え方

- 「**執行と監視・監督の役割の明確化・分離**」の考え方を基に、理事・理事会、監事及び評議員会のそれぞれの権限分配を明確に整理・分配。私立学校の特性に応じた形で「**建設的な協働と相互けん制**」を確立。
- 所轄庁や規模に応じた区分を設ける等、学校法人の実情にも対応するとともに、所要の準備期間・必要に応じた経過措置を設ける。

学校法人制度改革の具体的方策

- ・大臣所轄学校法人においては、法人の基礎的変更事項（任意解散・合併）及び重要な寄附行為の変更について、理事会の決定とともに評議員会の決議（承認）を要することとする。
- ・評議員会に、理事選任機関が機能しない場合の解任請求、監事が機能しない場合の差止請求・責任追及の請求等を認める。
- ・理事と評議員の兼職を禁止することと合わせて、評議員の下限定数を引き下げる。
- ・監事の選解任は評議員会の決議によって行うこととするとともに、役員近親者が監事に就任することを禁止する。

など

国立大学法人運営費交付金 配分の仕組み (令和4年度予算)

◆ 成果を中心とする実績状況に基づく配分

配分対象経費 令和4年度：1,000億円 (令和3年度：1,000億円)

・配分のイメージ

成果や実績を相対的に評価するための
配分指標、配分対象経費、指標毎の配分率を決定



各大学の基幹経費における配分対象経費(基礎額)※に
指標毎に配分率を乗じ、配分額を決定 ※交付金全体に占める当該大学のシェア率を基に算定

・ポイント

- ◆ 令和4年度予算では、**配分率を±5%ずつ引き上げ75%~125% (指定国立大学は±10%ずつ引き上げ70%~130%)**に設定
- ◆ 公正な競争環境を整備するため、規模や組織体制の観点から**新たにグループ分け**
- ◆ 社会で広く活用できる汎用的なスキル等を身に付けるプログラムの実施状況など**博士課程教育の質の改善に関する指標を充実**
- ◆ 各国立大学の改革努力を適切に反映させるため、研究系の指標について、**成果・実績の伸び率を配分に加味 (実績3：伸び率1)**
- ◆ アウトカム指標に重点化する観点から、1,000億円の配分対象経費を**教育系・研究系指標に重点化**

配分指標・配分対象経費

令和4年度予算

1,000億円

【教育】 155億円	教育	卒業・修了者の就職・進学等の状況	55億円 (+10億円)
	教育	博士号授与の状況	55億円 (+10億円)
	教育	大学教員改革に向けた取組の実施状況	45億円 (+15億円)
【研究】 470億円	研究	若手研究者比率 (新規採用教員に占める若手研究者比率を加味)	155億円 (+5億円)
	研究	交付金等コスト当たりTOP10%論文数 (※のグループのみ)	115億円
	研究	常勤教員当たり研究業績数 (伸び率を加味)	100億円 (+5億円)
	研究	常勤教員当たり科研費獲得額・件数 (伸び率を加味)	100億円 (+5億円)
	研究	常勤教員当たり受託・共同研究受入額 (伸び率を加味)	100億円 (+5億円)
【経営】 375億円	経営	人事給与マネジメント改革状況	70億円
	経営	会計マネジメント等改革状況 (ダイバーシティ環境醸成の状況等を含む)	55億円 (▲55億円)
	経営	寄附金等の経営資金獲得実績 (伸び率を加味)	150億円

指標毎の配分率

指標の数値のグループ内における位置により指標毎の配分率を決定

位置	配分率
上位10%以上に位置	125%
20%以上	120%
30%以上	115%
40%以上	110%
45%以上	105%
50%以上	100%
60%以上	95%
70%以上	90%
80%以上	85%
90%以上	80%
90%未満	75%

グループごとの配分増▲減額

(R4年度)

附属病院あり (28大学) ▲1.3億円減~+1.5億円増
附属病院なし (27大学) ▲0.4億円減~+0.6億円増
(14大学) ▲0.3億円減~+0.5億円増
指定国立大学 (10大学) ※ ▲4.3億円減~+2.9億円増
指定国立大学以外 (7大学) ※ ▲1.2億円減~+1.2億円増

参考 (R3年度)

地域貢献 (55大学) ▲0.9億円減~+0.7億円増
特定分野 (15大学) ▲0.3億円減~+0.5億円増
世界と伍する (16大学) ▲4.1億円減~+6.1億円増

注：指定国立大学は70%~130%

国立大学法人運営費交付金 配分の仕組み（令和4年度予算）

◆ 教育研究組織の改革に対する支援（教育研究組織改革分） 令和4年度：83億円（令和3年度：7億円）

背景

- 第4期中期目標期間において、国立大学はそれぞれのミッションに基づき、自律的・戦略的な経営を進めていくことが必要であり、**定常的な活動に止まることなく、新たな活動展開が求められる**
- 各大学の新たな活動展開を含めたミッションの実現の更なる加速のため、その**活動基盤として教育研究組織の整備や強化が重要**

概要

- ◆ **学内組織の不断の見直しや学内資源の再配分**による、学部・研究科や研究所等の意欲的な教育研究組織の整備への重点支援を行う事で、**社会変革や地域の課題解決を主導する国立大学の活動展開を強力に推進**
- ◆ 第3期中は数億円規模の支援（R3：7億円）
⇒ **第4期は支援規模を大幅に拡充（R4：60億円※）** ※83億円のうち、「ミッション実現加速化係数」による財源を活用した支援
- ◆ **支援規模を拡充**することで教育研究組織の整備を促進
⇒ **組織の新陳代謝を図り、大学改革・ガバナンス改革をより一層促進**

教育研究組織改革の例

《感染症研究》

長崎大学
プラネタリーヘルス学環

新型コロナウイルス感染症のパンデミックで危機管理体制の脆弱性が露呈したことも踏まえ、科学的エビデンスを保健政策に結びつけ、政策策定や社会実装という実質的な社会貢献へと展開し、世界的に活躍できる博士レベルの高度専門職業人（DrPH）を育成するため、新たに「プラネタリーヘルス学環」を設置。他大学や**国立国際医療研究センター、国立感染症研究所のほか、世界トップレベルのロンドン大学等とも多様に連携し、「世界的プラネタリーヘルス教育・研究拠点」として世界を牽引していく。**

《地方創生》

徳島大学
『医光/医工融合教育プログラム』
による地方創生

徳島県の地方創生に向けた戦略的な行動計画の下、**本学の強みである次世代光研究と医光融合研究の実績を活かし、医学的な知見を持ったイノベティブなエンジニアとしての「医光/医工融合人材」の育成**を行うため、「ポストLEDフォトンクス研究所」に新たに『医光/医工融合教育部門』を新設し、医学部・理工学部とも連携した医光/医工融合教育プログラムを開発・実践する。

《Society5.0》

東北大学
データシナジー創生機構

国内最先端の**次世代放射光施設の稼働に合わせ、未踏スケールデータによる分野を越境・融合したデータ駆動型研究と、AI・数理・データ科学分野において国際的に活躍するスーパーリーダーの育成を強力に推進**するため、「データシナジー創生機構」を設置、**新たな社会的価値を生み出す異次元の研究成果の創出と、人材の育成という両サイクルが相互に成果を還元し活性化し合う教育・研究のエコシステムを実現する。**

《研究力強化》

金沢大学
統合創成研究環

特色ある新規研究グループのインキュベーター（孵卵器）として学内の融合研究の中核であった「新学術創成研究機構」を基盤として、既存の附置研究所や世界トップレベル拠点(WPI)の研究システム・機能を生かしつつ、**全学の研究力強化に向けた戦略的な融合研究や社会実装を牽引する「統合創成研究環」を創設**。既存組織の新設・統廃合を含む司令塔機能とともに、異分野融合研究の提案や戦略的人員配置等による組織形成を通じて、**人間・社会・自然の総合的理解と価値創造、課題解決に貢献する「総合知」の創出を導き、大学全体として、人類社会・地球規模の課題解決を先導する研究の好循環を創出。**

私立大学等経常費補助金のメリハリある配分について



私立大学等経常費補助金の配分について、従来より 1.教育条件・2.財政状況・3.情報公開・4.教育の質に係る項目に基づき、一般補助のメリハリある配分を実施するとともに、近年、その評価項目及び増減率についても見直しを実施。

補助金基準額に対するメリハリによる増減（令和3年度）

1. 教育条件に関すること	
① 学部等ごとの入学定員に対する入学者数の割合	[+4% ~ 0%]
② 学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合	[+9% ~ ▲50%]
③ 学部等ごとの専任教員等の数に対する在籍学生数	[+6% ~ ▲16%]
2. 財政状況に関すること	
④ 学校ごとの学生納付金収入に対する教育研究経費支出及び設備関係支出の割合	[+15% ~ ▲45%]
⑤ 教職員給与指数	[0% ~ ▲15%] <small>〔教員・職員それぞれ 0%~▲7.5%〕</small>
⑥ 収入超過状況	[0% ~ ▲100%]
⑦ 高額給与支給	[0% ~ ▲35%]
3. 情報の公表の実施状況に関すること	
⑧ 教育研究上の基礎的な情報	[0% ~ ▲50%]
⑨ 修学上の情報等	[0% ~ ▲50%]
⑩ 財務情報	[0% ~ ▲50%]
4. 教育の質に係る客観的指標に関すること	
⑪ 全学的チェック体制、教職員の質的向上等体制、カリキュラムマネジメント体制、学生の学び質保証体制	[+6% ~ ▲6%]

- 大学の創意工夫に基づく取組を促進し、今後の大学設置基準の改善につなげるため、内部質保証等の体制が十分機能していることを前提に、教育課程等に係る特例を認める制度を新設する。
＜大学設置基準改正＞

【大学設置基準の特例制度のイメージ】

- ・対象：認証評価を受審して「適合」認定を受けている大学から申請を受け付ける。
- ・要件：3つの方針を通じた学修目標の具体化や教育課程の編成・実施、全学的な成績評価基準の策定・公表や当該基準に基づく学修成果の把握、成績評価・単位認定の適切な実施など、機関として内部質保証の体制が十分に機能していること、「教学マネジメント指針」に掲げられた情報公表事項を積極的に公表していること、申請計画について、特例を申請する目的や特例の対象となる学位プログラムにおいて目指す教育効果が明確であり先導性があること、特例による教育活動において一定の質担保の方策が講じられていること等を要件として、有識者会議等において確認することとする。
- ・内容：学部学科等の教育研究の充実を図り、今後の大学設置基準の改善につなげるため、大学設置基準に拠らない取組を認めるとともに、当該取組の効果検証を行い各種データの公表・報告を求める。
- ・特例事項：例えば、遠隔授業による修得単位上限（60単位）、単位互換上限（60単位）、授業科目の自ら開設の原則、校地・校舎面積基準等が考えられる。
- ・留意事項：▶大学の申請が要件を満たしていれば特例制度の活用が認められるような、意欲ある大学が活用しやすい仕組みとすることが必要。
 - ▶特例措置の効果を検証するためにも特例を認める期間を定めることも検討。
 - ▶問題が生じた際の特例取消し等についても措置するとともに、所属する学生にとって不利益のないよう制度設計をすることが必要。

政策目標 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<p>○国立大学法人の寄附金収入増加【再掲】 ※2021年度から2025年度までに、年平均5%の増加（2020年度：990億円）</p> <p>○研究大学における、35～39歳の大学本務教員数に占めるテニュア教員及びテニュアトラック教員の割合【再掲】 ※2025年度までに、2019年における割合の1割増以上（2019年度：44.8%）</p> <p>○研究大学の研究生産性（インプットに対する論文数等）の向上【再掲】 ※客観・共通指標における運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数について、加重平均が前年度より増加（2019年度：1億円あたり約3.4本）</p>	<p>○監事を常勤化した国立大学法人の割合 ※2020年度：52%→2026年度までに100%</p> <p>○経営判断への活用に向けて、決算情報と教育研究等の成果実績等の比較分析を実施する国立大学の割合 ※2020年度：30%→毎年度、前年度の実績を上回る</p> <p>○中長期的に目指すべき理想の年代構成を定め実績とともに公表する国立大学の割合 ※2020年度：47%→毎年度、前年度の実績を上回る</p>	<p>5-2. 国立大学改革の加速</p> <p>a.ガバナンス体制の改善、会計制度・会計基準の改善、人事給与マネジメント改革の推進等の国立大学改革を進める。 《a:文部科学省》</p>			
<p>○リカレント教育の社会人受講者数のほか、その教育効果や社会への影響を評価できる指標を開発する。</p>	<p>○大学等における、主に社会人を対象としたプログラム提供割合【増加】 ※2020年度：26.4%</p> <p>○実務家教員を育成するための大学等における研修プログラムの修了者数【増加】 ※2020年度：150人</p> <p>○社会人の学びのポータルサイト「マナパス」に掲載されている大学・専修学校等の社会人向けプログラム数【増加】 ※2020年度：5,359プログラム</p> <p>○学びに関する情報アクセスに課題を抱える社会人の割合【減少】 ※2018年度：22.7%</p>	<p>5-3. リカレント教育の推進</p> <p>a.大学等を活用した産学連携による実践的・専門的な教育プログラムの開発・拡充を行う。</p> <p>b.リカレント教育を支える専門人材（実務家教員）の育成を行う。</p> <p>c.リカレント教育推進のための学習基盤の整備（社会人の学びのポータルサイトの充実等）を行う。 《a-c: 文部科学省》</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>

(2027年まで)

政策目標 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<p>○定員充足率80%未満で赤字経営となっている大学について①学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を下回る水準へ引き下げ ※定員充足率80%未満かつ赤字経営大学における学生一人当たり平均：2020年度：150千円（全大学平均：145千円）</p> <p>②学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を上回る大学数の減少</p>	<p>○一般補助における教育の質に応じたメリハリの強化の状況 ※2021年度予算：▲6%～+6% (※2018年度予算：▲2%～+2%)</p> <p>○赤字経営、定員割れ大学への減額ルールの設定・実施の効果 ※入学定員充足率90%未満の私立大学の割合（2017年度：26.3%→2023年度：半減） ※情報の公表状況により私学助成の減額となる大学数（2017年度：36校→2023年度：半減）</p>	<p>6. 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化</p> <p>a. 2019年度に行ったメリハリある配分強化（定員未充足に対する調整係数の強化及び教育の質に係る客観的指標の強化、特別補助の交付要件見直し等）の成果を踏まえ、引き続きメリハリある配分を実施。</p> <p>b. 私学助成に係る調査研究結果や私学助成の配分の実態等を踏まえ、教育の質保証や経営力強化に向けたメリハリある配分を引き続き検討。</p> <p>《a,b: 文部科学省》</p>			
<p>○高等教育の修学支援新制度の支援対象学生の就職・進学率の状況 ※高等教育の修学支援新制度は令和2年度開始のため、支援対象学生が就職後に現状値を調査の上、目標値を設定</p>	<p>○高等教育の修学支援新制度の支援対象学生のGPA（平均成績）等の状況 ※（目標）前年度の支援対象学生のうち、GPA等下位1/4の割合：25%を下回る</p> <p>○住民税非課税世帯の大学等への進学率の状況 ※（目標）住民税非課税世帯の大学等への進学率：前年度実績以上 ※引き続き検証を行い、必要に応じてKPIを更新。</p>	<p>7. 学生への修学支援の重点的・効率的な実施</p> <p>a. 大学等での勉学が就職や起業等の職業に結びつき、支援対象学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることを目指し、高等教育の修学支援新制度を引き続き実施。</p> <p>b. 高等教育の修学支援新制度の成果や実施状況の検証を行い、中間所得層における大学等へのアクセス状況等も見極めつつ、その機会均等の在り方について検討を促進する。</p> <p>《a,b: 文部科学省》</p>			